

ID: 140

担当部署: 健幸いきいき部 健康推進課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	東大和市休日急患診療所設置条例 第7条第4項		
例規番号	昭和50年条例第14号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (使用料等)</p> <p>第7条 診療所において診療を受けた者は、使用料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額とする。</p> <p>3 市長は、診療又は予防接種を受けた者から、必要に応じて、薬剤容器料その他の実費を徴することができる。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、市長は、特別な事情があると認めるときは、使用料又は実費の全部又は一部を免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 141

担当部署: 健幸いきいき部 健康推進課

処分の概要	利用の承認		
例規名 根拠条項	東大和市立保健センター条例 第7条第1項		
例規番号	昭和59年条例第11号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第7条 第5条第3項の規定により保健センターの施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 営利を目的とするものであるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 142

担当部署: 健幸いきいき部 健康推進課

処分の概要	特別設備等の承認		
例規名 根拠条項	東大和市立保健センター条例 第9条ただし書		
例規番号	昭和59年条例第11号		
<b>【基準】</b> 第9条の規定による。 (設備の変更禁止) 第9条 利用者は、保健センターの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日